

国立大学法人埼玉大学における会計監査人候補者の公募について

令和 7 年 2 月 1 8 日
国立大学法人埼玉大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

また、国立大学法人における会計監査人は、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされており、

つきましては、令和 7 事業年度から令和 9 事業年度の本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方から下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1 会計監査人の応募資格

- (1) 国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 41 条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- (2) 会社法第 337 条第 3 項及び公認会計士法その他諸法令における欠格事由に該当しない者であること。
- (3) 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のないこと。
なお、公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 9 号及び第 15 条第 4 号の使用人には、非常勤講師も含まれるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、非常勤講師となることができませんので、ご留意願います。
- (4) 本学経理責任者から取引停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 金融庁から処分を受けている期間中の者でないこと。

2 会計監査人の任期等

今回の候補者の選定は、令和 7 事業年度から令和 9 事業年度までの複数年にわたる候補者の選定とします。ただし、事業年度ごとに文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。このため、令和 7 事業年度の任期は令和 7 事業年度の財務諸表についての準用通則法第 42 条に規定する財務諸表承認日までとなります。

令和 8 事業年度と令和 9 事業年度については、候補者より前事業年度の監査業務の実績報告書並びに当該事業年度の監査提案書及び監査報酬見積書を提出していただき、本学においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3 提出書類

- (1) 提案書 紙媒体 8 部及び電子媒体（PDF） 1 部

A4判縦（横書き左綴じ）又はA4判横（横書き上綴じ）

（別紙「提案書の記載事項について」のとおり。）

（2）監査報酬見積書 令和7事業年度から令和9事業年度 紙媒体1部

（3）貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 紙媒体8部

4 会計監査人候補者の選定方法

提出された提案書及び監査報酬見積書等について、本学の会計監査人候補者選定委員会において、総合的に審査・評価の上、候補者を決定します。

5 提出期限

令和7年3月12日（水）17時まで（必着）

6 提出方法

直接持参または郵送（書留郵便）等にて提出すること

7 その他

（1）提案書の記載事項は、令和7年2月末日現在で記載してください。

（令和7年2月末日現在でない場合は、具体的な年月日を記載のこと。）

（2）提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とします。

（3）提出された提案書は返却しません。

（4）提出された提案書の差し替え及び再提出は認めません。

（5）候補者の選定にあたり、提案書を基にヒアリングを行う場合があります。

（6）提案書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、公開を要する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、当該事項を指定してください。

（7）本学の概要等については、公式サイト（<https://www.saitama-u.ac.jp>）をご参照願います。

〈提出及び照会先〉

〒338-8570

埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

埼玉大学監査室（担当：諸星）

電 話 048-858-9134

E-mail: kansa@gr.saitama-u.ac.jp

提案書の記載事項について

1 監査法人等の概要

- (1) 監査法人の名称等（名称、代表者氏名、所在地、出資金）
- (2) 人員（社員数、職員数、公会計部門対応者人員（うち国立大学法人対応者人員））
- (3) 関与会社数
- (4) 金融庁又は日本公認会計士協会から令和4年4月以降にあった監査上の重大な問題等についての指摘（指導、処分含む）の有無（有の場合はその内容を記載）
- (5) 会計監査人の資格の有無

2 国立大学法人及び独立行政法人等に関与した業務の実績等

国立大学法人及び独立行政法人等公的機関における令和4年度以降の会計監査の実績（年度別に大学名等を記載）

3 国立大学法人埼玉大学に対する会計監査等の提案内容

- (1) 監査実施の基本方針・考え方（国立大学法人の決算処理における重要なポイントを含めて記載）
- (2) 具体的な監査実施方法（令和7事業年度から令和9事業年度）
 - ① 監査計画（年間の監査実施日程）（年度別に記載）
 - ② 監査方法
- (3) 監査担当予定者の構成等（令和7事業年度から令和9事業年度）
 - ① 実際に監査を行う担当予定者の構成（実際に監査を担う監査組織及び担当予定者の構成）
 - ② 実際に監査を行う担当予定者の実務経験等（略歴、実務経験等）
 - ③ 実際に監査を行う担当予定者の国立大学法人及び独立行政法人等公的機関の監査実績の有無（有の場合は大学名等を記載）
- (4) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制（日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果も記載）

4 監査報酬見積（令和7事業年度から令和9事業年度）

- (1) 会計監査費用の見積額（年度別に記載）
- (2) 見積報酬算定内訳（旅費等の必要経費を含むものとし、個々の資格者区分に応じた執務予定人数（延べ日数も記載）及び単価を明記すること）（年度別に記載）
- (3) 見積報酬の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法も記載）

5 その他参考となる事項

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
以下の認定等を取得している場合は記載するとともに認定証（写）等を提出してください。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので、同様に提出してください。
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・ト

ライくるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業)

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用推進法）に基づく認定（ユース
エール認定企業）

(2) 上記1～4の事項以外で、監査の参考となる事項（本学からの質問・相談等への
適時適切なアドバイス、最新の情報提供など）